

「建災防方式健康KYと 無記名ストレスチェック」について

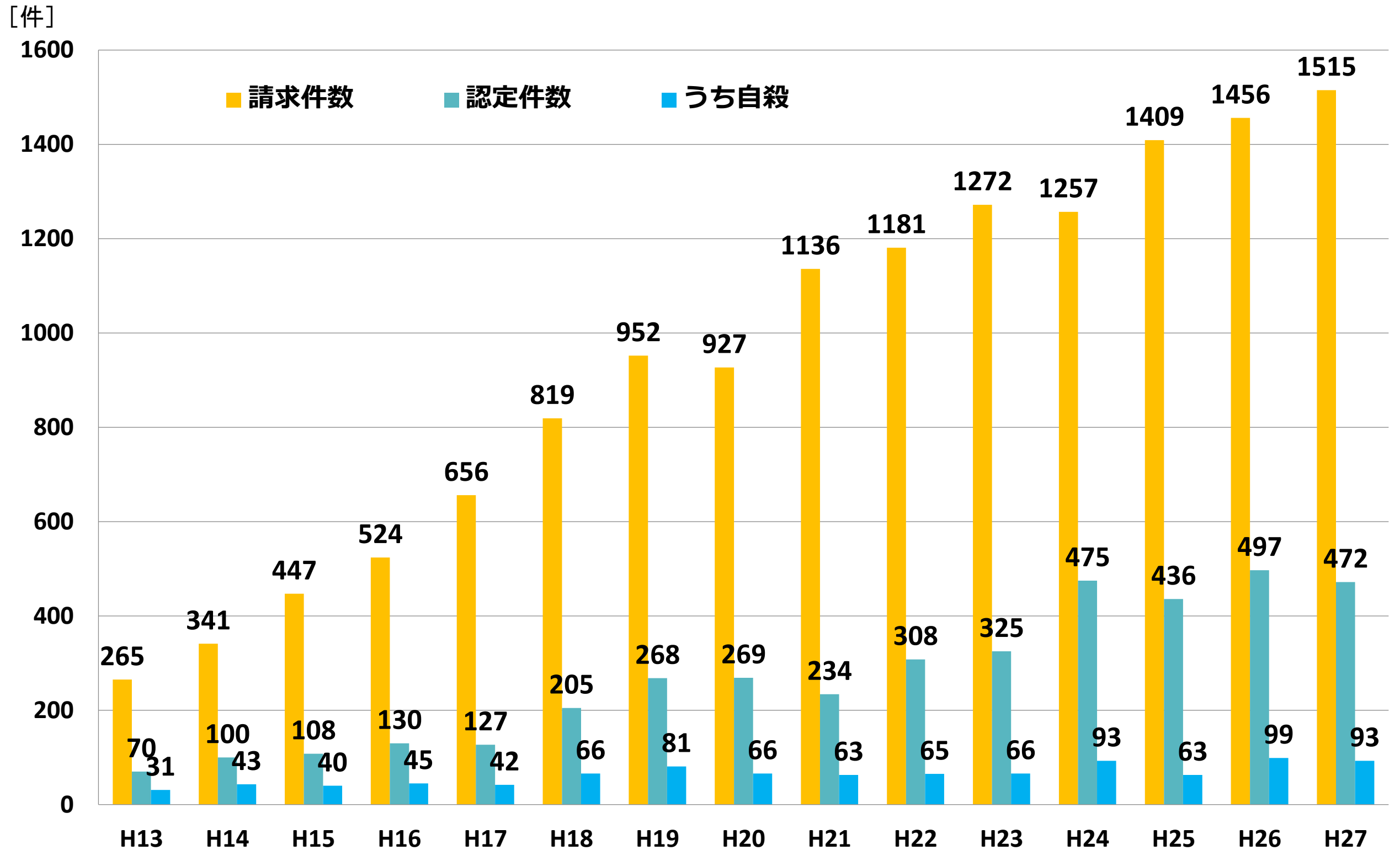
建設業労働災害防止協会



技術管理部長

本山謙治

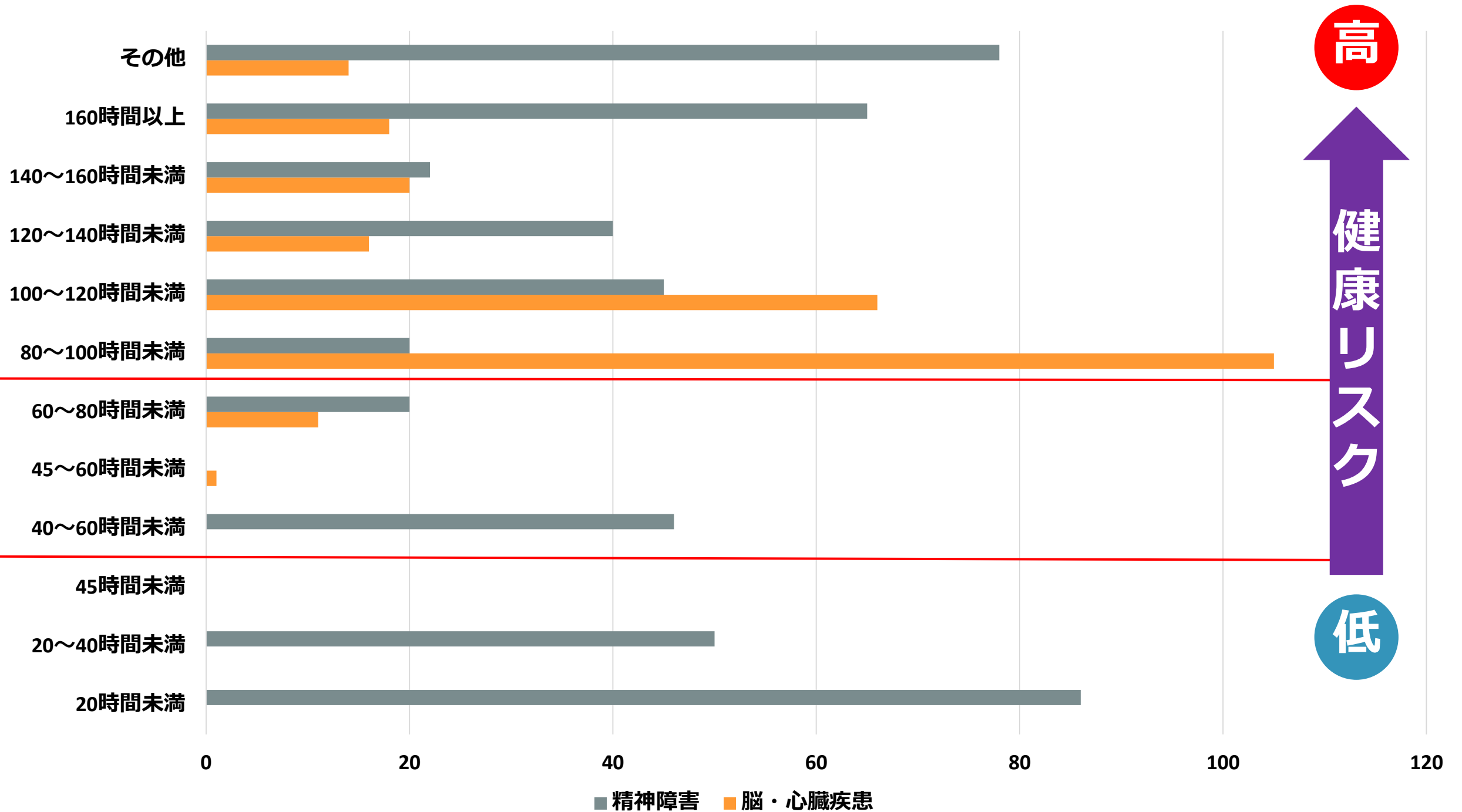
精神障害等の労災補償状況



注：自殺には未遂を含む

過労死等の労災補償状況

時間外労働時間数（1か月平均）別支給決定件数



出典：厚生労働省, 「平成27年度過労死等の労災補償状況」, 2016

建設業における長時間労働是正の取組

- 建設業においては、残業が多いというよりも、休日が確保できないなどの理由から総労働時間が長いことが課題。
- まずは、公共工事において、施工時期の平準化やICTの全面的な活用による*i-Construction*（建設現場の生産性革命）等の取組を通じて、休日の拡大（長時間労働是正）等の働き方改革を目指す。

施工時期の平準化

- 平成29年度当初予算における
 - ・2か年国債の規模の倍増※1
 - ・『ゼロ国債』を当初予算で初めて設定※2
- 地域単位での発注見通しの統合・公表
- 地方公共団体等への取組要請

※1 H27年度：約200億円 ⇒ H28年度：約700億円 ⇒ H29年度：約1,500億円
 ※2 H29年度：約1,400億円

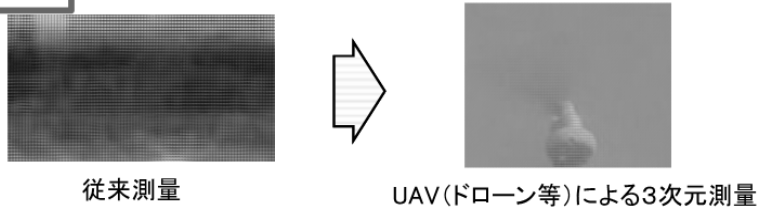
週休2日モデル工事の拡大

- 休暇を拡大し、労働者の処遇改善を目的に、週休2日モデル工事を実施。
 (H26年 6件 ⇒ H27年 56件 ⇒ H28年 約130件)
- 完了したモデル工事の約7割で完全週休2日を実施

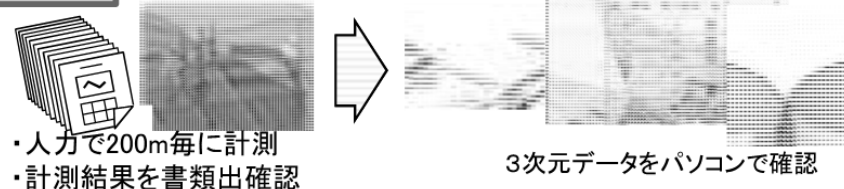
ICTの全面的な活用

全ての建設生産プロセスでICT等を活用し、建設現場の生産性を、2025年度までに2割向上を目指す

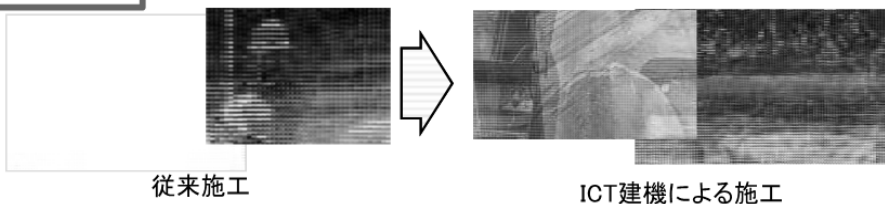
測量 3次元測量(UAVを用いた測量マニュアルの導入)



検査 検査日数・書類の削減



施工 ICT建機による施工(ICT土工用積算基準の導入)



【ICT土工の導入効果(実際の施工事例から算出)】



大幅な生産性向上効果を確認!

i-Construction推進
コンソーシアム

1月30日
設立!

- ◆会員は広く一般から公募
- ◆産学官協働で各ワーキングを運営

i-Construction推進
コンソーシアム

企画委員会

技術開発・ 導入WG	3次元データ 流通・利活用 WG	海外 標準 WG
---------------	------------------------	----------------

一般公募(会員)

建設関連企業、建設分野以外の関連
企業、国・自治体・有識者など

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」閣議決定

具体施策実施へ調査

建設職人基本法基本計画を閣議決定

一人親方の労災保険加入促進

政府は9日、建設工事従事者の安全および健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づき、基本的な計画を閣議決定した。法に掲げる理念を具現化させるアクションプランという位置付けで、同法の施行から8カ月足らずでのスピード決定となった。国土交通省、厚生労働省、総務省は、都道府県に同計画を踏まえた都道府県計画の策定を促す。今後は具体的な施策の実施に向け、国交省と厚労省が連携して、調査や関係者のヒアリングに乗り出す。

計画の基本的な方針には、▽適正な請負代金の額、工期などの設定▽設計、施工などの各段階における措置▽安全および健康に関する意識の向上▽建設工事従事者の処遇の改善および地位の向上の4点を掲げた。ポイントとなるのは、民間工事も含むすべての建設工事について、適切な請負代金や工期設定、工事従事者の処遇の改善を前提とした労働安全衛生法令の順守徹底と、一人親方の安全・健康の確保や労災保険の加入促進だ。

安全衛生経費について、実態を把握し適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討して、表施する。厚労省と連携して、適切な経費の積算方法を示し、

国交省が下請まで支払われる仕組みを検討する。工期に関しても同様に休日の日数を確保するなど、適切な工期が定められる環境を整備する。

一人親方への対応として、労災保険の特別加入制度への加入を積極的に促進する。労働者は強制的に労災保険に加入することとなっているが、任意となっており一人親方の加入は4分の3程度にとどまっている。これまで周知・指導の徹底など、あくまで任意としてきた従来の対応から、積極的な働き掛けという踏み込んだ対応へと方針の転換を図る。

総合的かつ計画的に講ずべき施策として、従事者の処遇の改善や地位の向上を図る社会保険などへの加入の徹底、官民が一体となった建設キヤ

リアアップシステムの活用、長時間労働の是正、週休2日といった「働き方改革」などを盛り込むことで、政府全体としての推進姿勢を鮮明に打ち出した。

危険性を伴う作業を減少させることで、結果として従事者の安全や健康の確保につながっていく。i-Constructionの推進や、省力化・生産性の向上に配慮した工法の研究開発、新技術の効果的な活用も重視する。

基本計画は、盛り込んだ各施策の推進状況を見極めながら、2-3年をめぐりに必要に応じて見直す。

第2-5 (2)建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発にかかわる自主的な取組の促進

・・・各建設工事の現場において、**建設工事従事者のメンタルヘルス対策**や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するとともに、建設工事従事者が利活用できる健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。

せらることで、結果として従事者の安全や健康の確保につながっていく。i-Constructionの推進や、省力化・生産性の向上に配慮した工法の研究開発、新技術の効果的な活用も重視する。

基本計画は、盛り込んだ各施策の推進状況を見極めながら、2-3年をめぐりに必要に応じて見直す。

建災防における 建設業のメンタルヘルス対策に関する検討経緯

2015	9	「建設業におけるメンタルヘルス対策取組状況に関する調査」の実施（建設労務安全研究会委託）
	12	「建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会」の設置（櫻井治彦委員長）
2016	3	「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の考案
		「平成27年度建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会」報告書作成
	4	「建設の安全」メンタルヘルス対策コーナーの連載開始
	6	「建設現場における無記名ストレスチェック標準値作成にかかる調査」の実施（建設労務安全研究会委託）
	7	建設業メンタルヘルス対策相談窓口の設置
	8	職業性ストレス簡易調査票（23項目）を用いた建設現場の標準値及び建設現場版の仕事のストレス判定図の作成（東京大学大学院川上憲人研究室）
	9	テキスト「建設業におけるメンタルヘルス対策の進め方」「裁判例から学ぶ建設業のメンタルヘルス」の発刊
11	第53回全国建設業労働災害防止大会「建設業におけるメンタルヘルス対策に関するシンポジウム」の開催（名古屋）	
	メンタルヘルス対策に関する建設業経営者セミナーの開催（東京・大阪）	
2017	3	建設業労働災害防止協会版無記名ストレスチェック実施プログラムの作製
		無記名ストレスチェックに基づく職場環境改善ツールの開発
		「平成28年度建設業におけるメンタルヘルス対策のあり方に関する検討委員会」報告書作成
	6	厚生労働省「平成29年度建設業、造船業等におけるストレスチェック集団分析等調査研究事業」受託
	8	「建設現場における職場環境改善マニュアル」発刊
10	第54回全国建設業労働災害防止大会 メンタルヘルス部会の新設（札幌）	

建設業のメンタルヘルスに関する状況

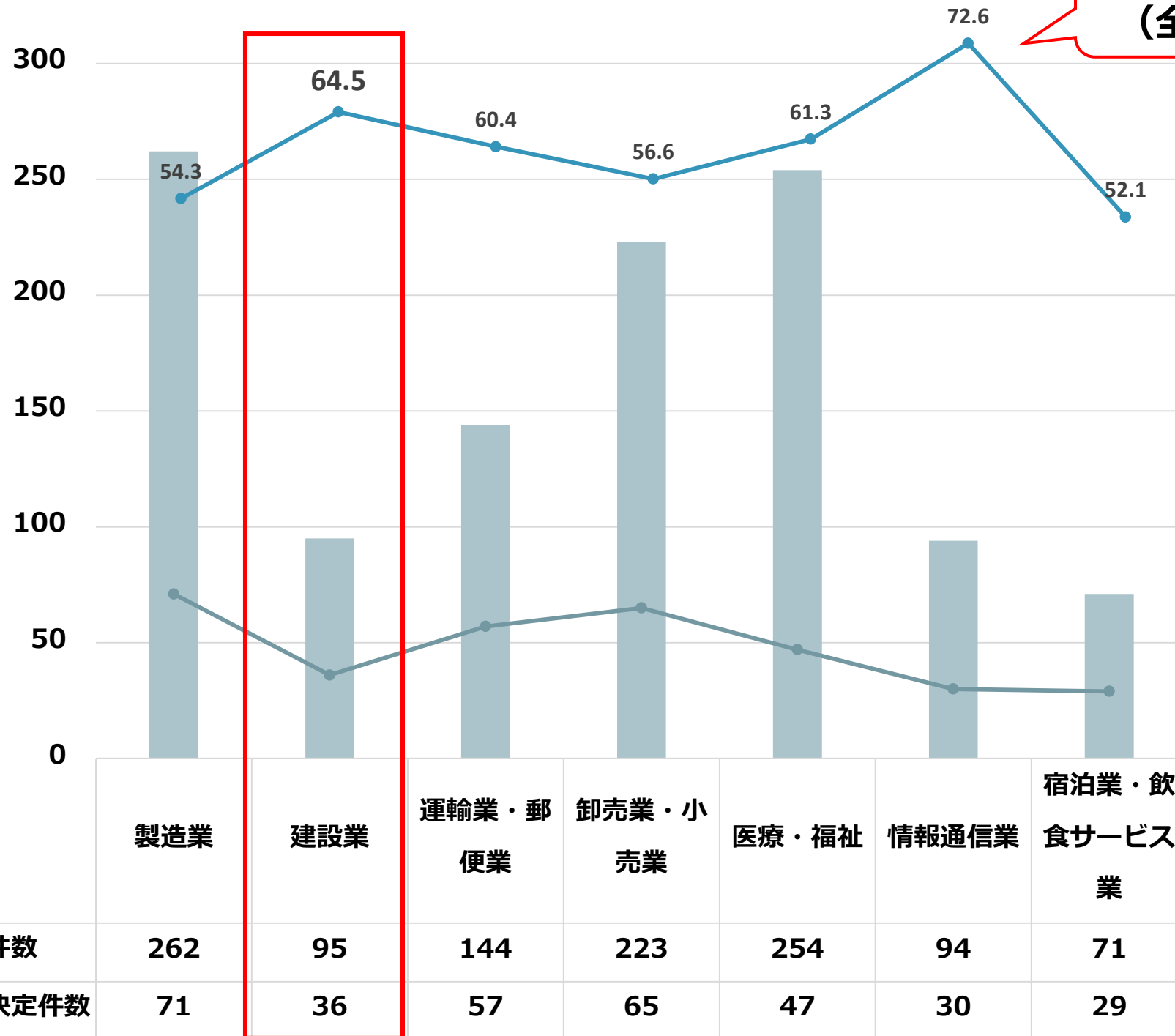
メンタルヘルス対策実施割合
(全産業平均**59.7%**・2015年調査)

労研調査
(2015.9) によると

メンタルヘルス対策の
実施割合
全体 **32.6%**

未実施割合 **67.4%**

今後の取り組み予定
「予定がある」「検討中」
全体 **60.9%**



■ 請求件数 ● 支給決定件数

コード No.138100

建設業におけるメンタルヘルス対策の進め方

現場で実践！

建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック



監修 小山 文彦 (精神科医)
東京労災病院 勤労者メンタルヘルス研究センター センター長

執筆 田村 和佳子 (精神保健福祉士・特定社会保険労務士)
建設業労働災害防止協会 建設業メンタルヘルス対策アドバイザー

建設業労働災害防止協会(JCOSHA)

コード No.138110

裁判例から学ぶ建設業のメンタルヘルス

統括管理・安全配慮義務・メンタルヘルス
この3つのキーワードの関係を解き明かす



監修 藤川 久昭 (弁護士)
青山学院大学 法学部教授

執筆 田村 和佳子 (特定社会保険労務士・精神保健福祉士)
建設業労働災害防止協会 建設業メンタルヘルス対策アドバイザー

建設業労働災害防止協会(JCOSHA)

コード No.138120



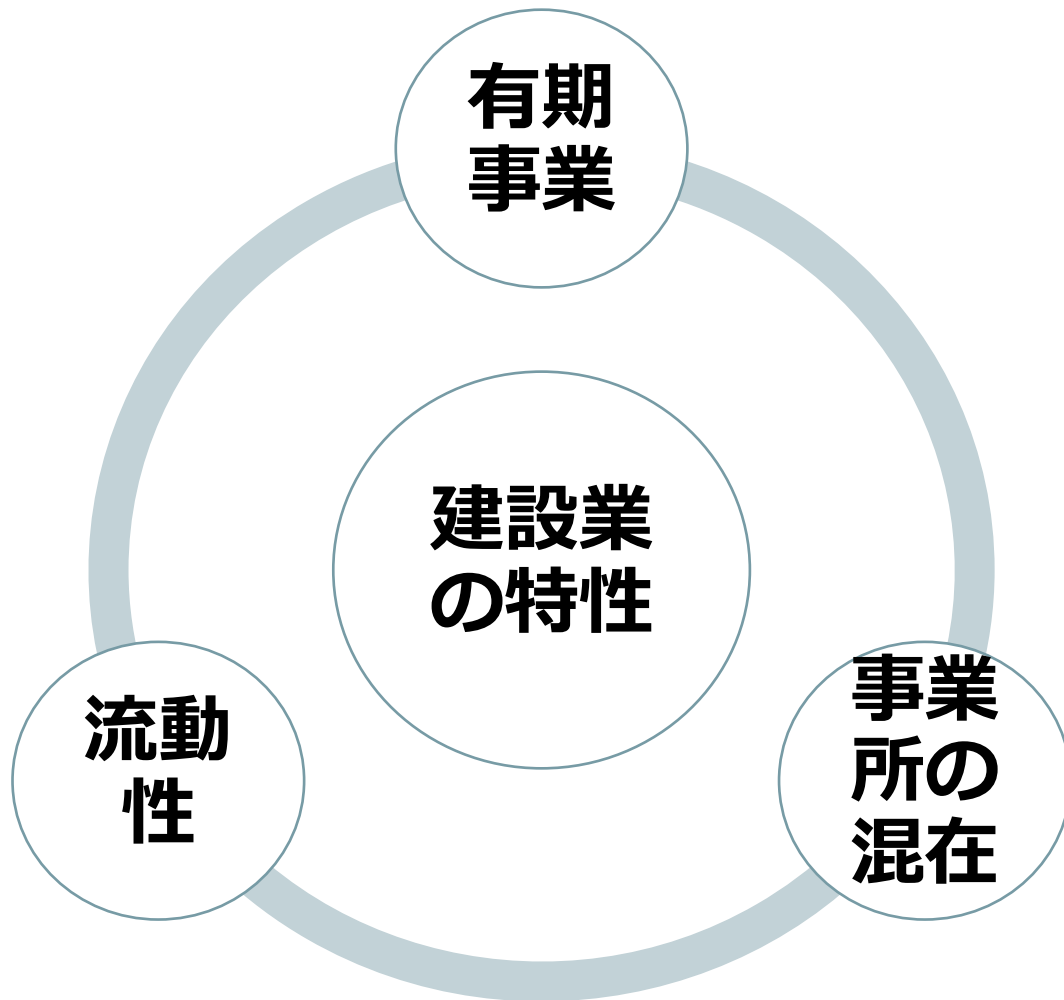
建設現場の職場環境改善マニュアル

「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の活用



建設業労働災害防止協会(JCOSHA)

建設業のメンタルヘルス対策



その特性を考慮すると・・・

建設業のメンタルヘルス対策は『2つの視点』から取り組むことが重要です！

事業者
として
の取組み

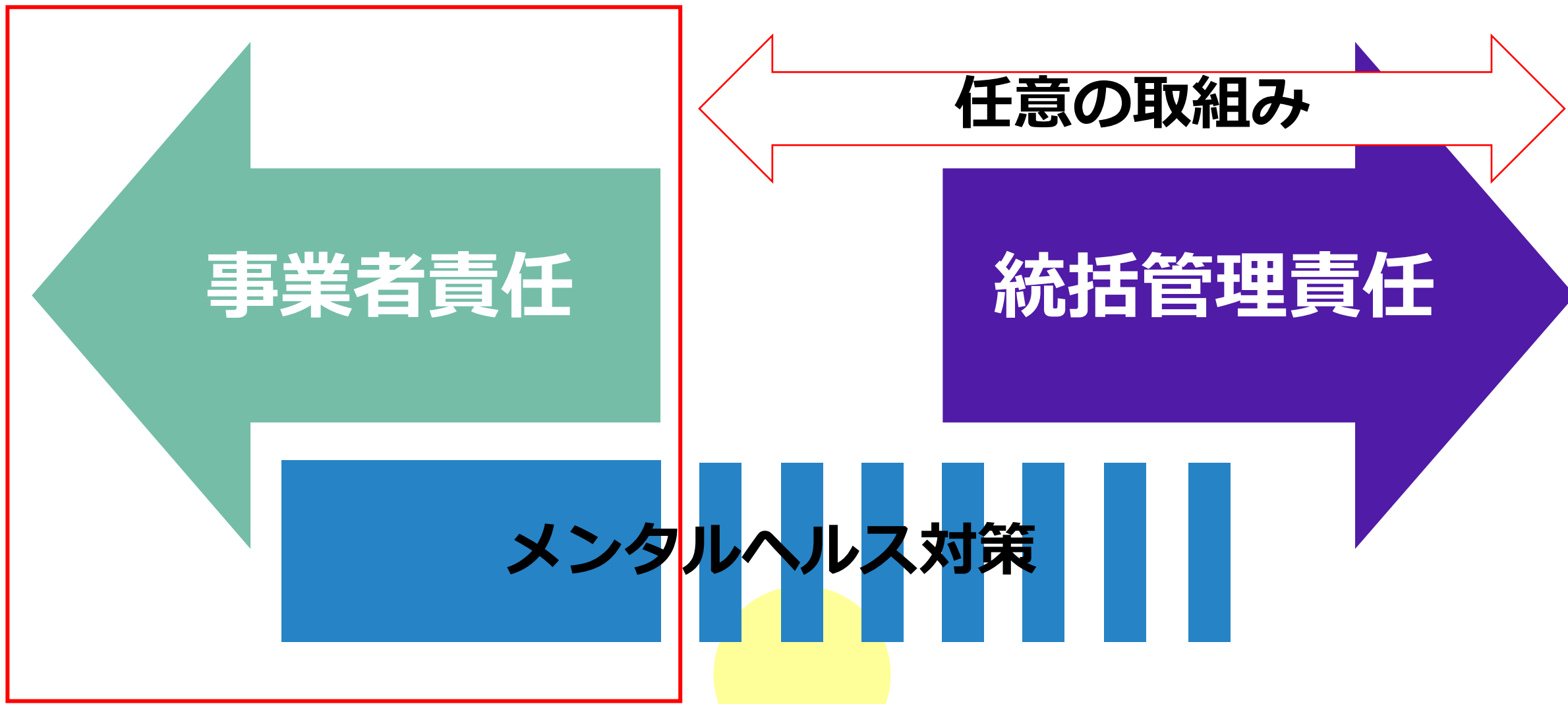


現場
における
取組み

国が定めるMH対策
= 安衛法66条の10、
MH指針、SC指針等

建災防方式
健康KYと
無記名ストレスチェック

事業者責任と統括管理責任から みたメンタルヘルス対策



メンタルヘルス対策の
実施主体は事業者

精神障害の労災認定を受けた
労働者の多くが現場従事者

なぜ現場での対策が必要となるのか

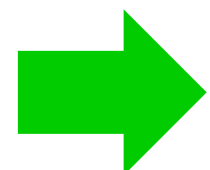
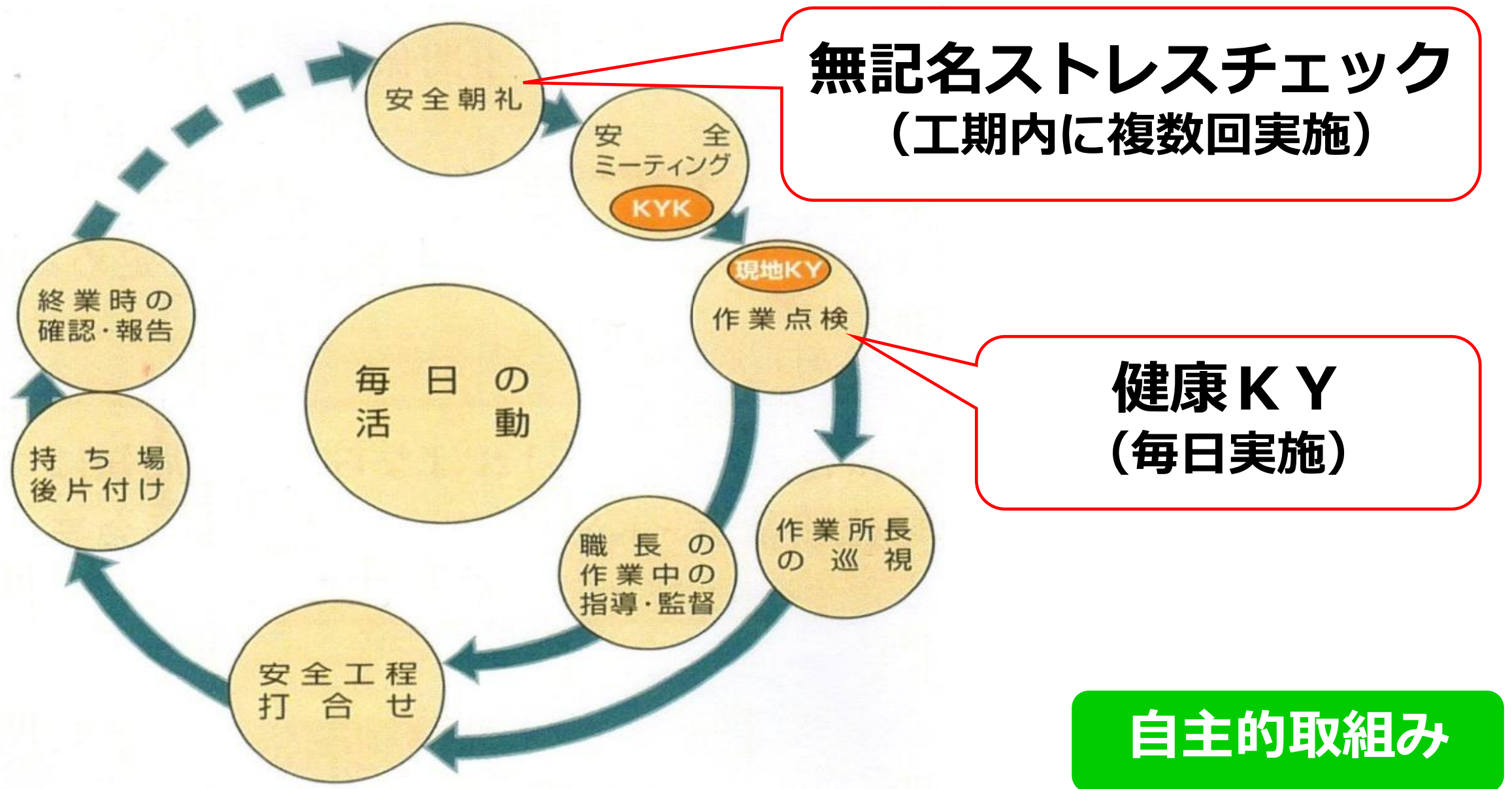
1

建設労働者の多くがストレスを受ける場は、建設現場

2

労働災害防止の観点からみた「不安全行動」の防止

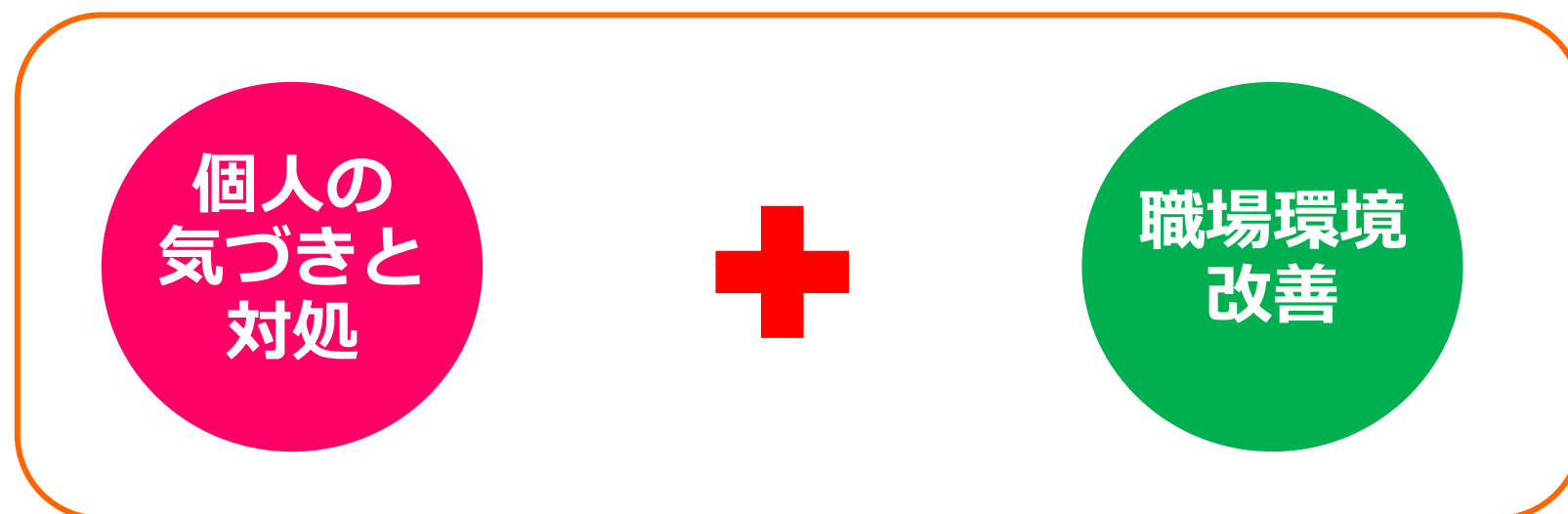
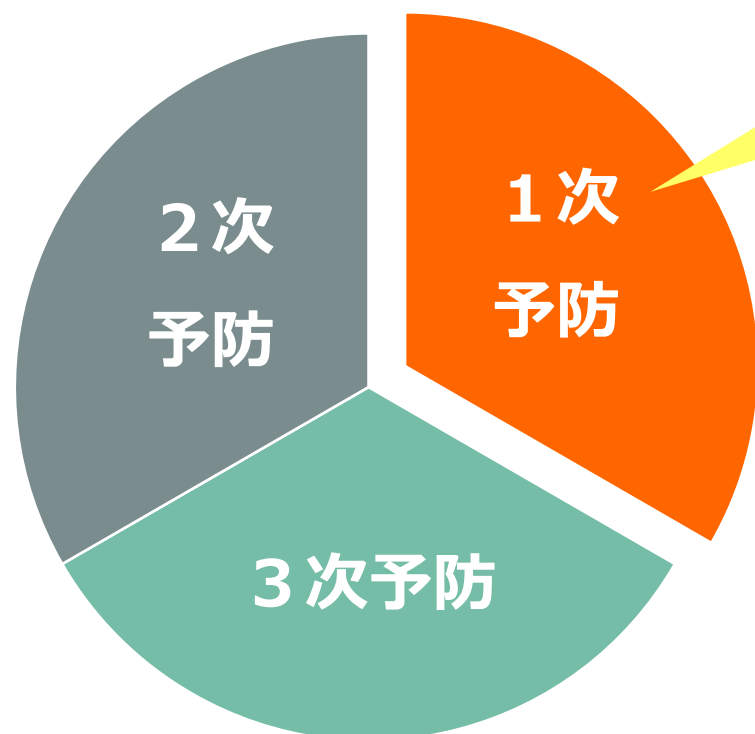
建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック¹²



安全施工サイクルを活用したメンタルヘルス対策

ストレスチェック制度と 「建災防方式健康KYと無記名SC」

＜ストレスチェック制度の趣旨＞
メンタルヘルス不調の**未然防止**



ストレスチェックの制度趣旨を踏まえて考案



個人も組織もイキイキ元気に働ける職場へ

健康KYの進め方

① 監督者
(職長等)
の問いかけ

日頃の健康状態を
しっかり把握！

問いかけ項目

1 よく眠れたか？ **睡眠**

2 おいしく食べたか？ **食欲**

3 体調はよいか？ **身体**

監督者の
判断・措置

状態が良くない等、
心配なことがある場合

② 結果を
所長等
へ報告

④ 事業者へ連絡

様子を見る

相談機関を紹介

③ 睡眠
スコア

地域産業
保健センター等

質問 この1週間のあなたの睡眠について伺います。

1. 寝つくまでに30分以上かかることが、時々ある。
2. 毎日のように、寝つきが悪い。
3. 夜中に目が覚めることがあるが、再び寝つける。
4. 夜中に目が覚め、寝床を離れることが多い。
5. 普段より早朝に目が覚めるが、もう一度眠る。
6. 普段より早朝に目が覚め、そのまま起きていることが多い。

<評価法>
 あてはまる項目…1, 3, 5=各1点、2, 4, 6=各2点 で加算(「なし」は0点)。
 総点が0～2点…OK。
 3点以上の場合…さらに、不眠の原因やストレス状況、体調と気分の不調について面接する必要あり。

問いかけ時にみるポイント



**いつもと違う
様子に注意！**

姿勢

シャンとしているか？

動作

ダラダラしていないか？

表情

イキイキしているか？

目

血走っていないか？

会話

ハキハキしているか？

睡眠スコア：IS（インソムニアスコア）

この1週間のあなたの睡眠は？

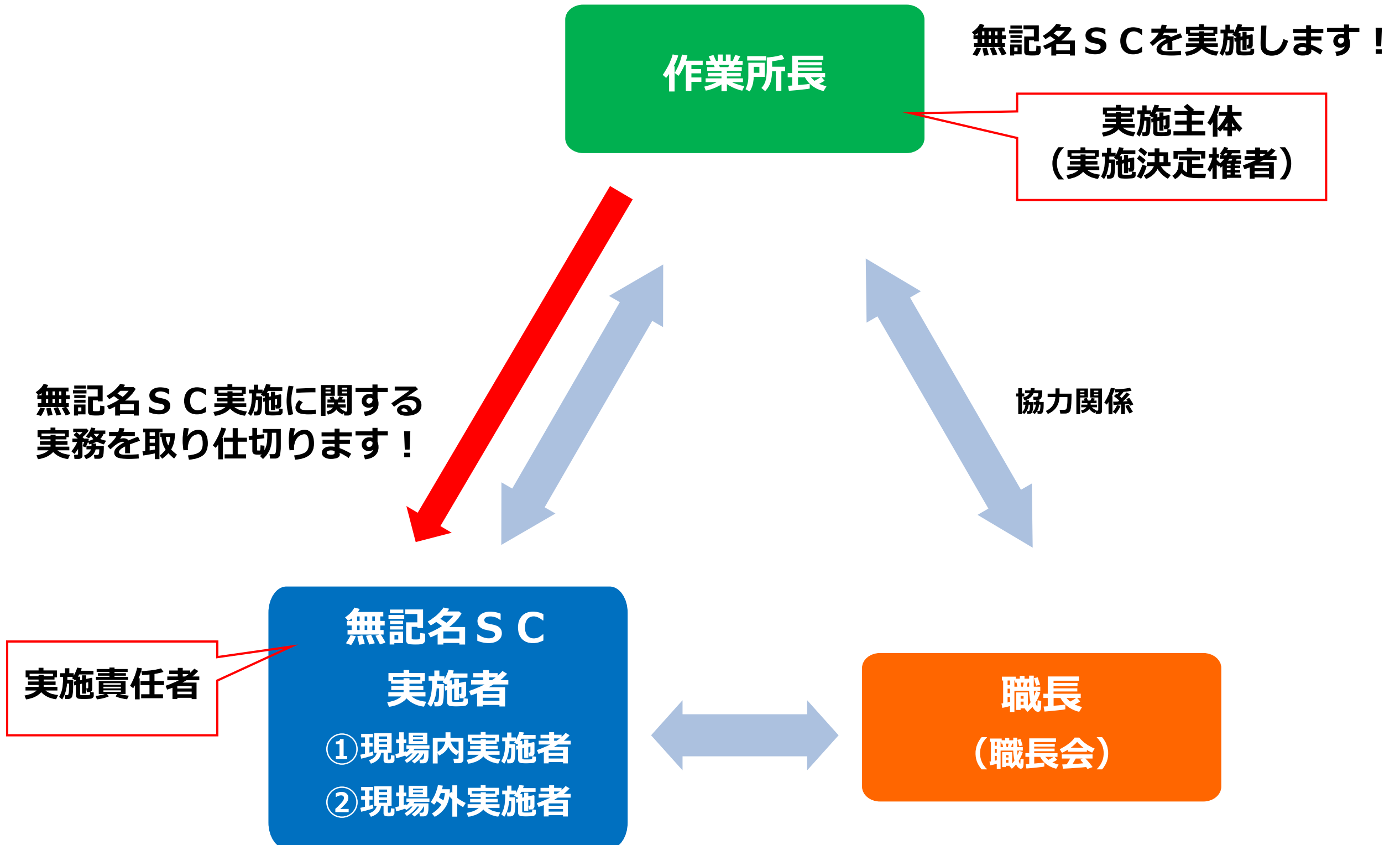
- 1 寝つくまでに30分以上かかることが、時々ある。
- 2 毎日のように、寝つきが悪い。
- 3 夜中に目が覚めるが、再び寝つける。
- 4 夜中に目が覚めるが、寝床を離れることが多い。
- 5 普段より早朝に目が覚めるが、もう一度眠る。
- 6 普段より早朝に目が覚め、そのまま起きていることが多い。

【評価法】

あてはまる項目：1, 3, 5=各1点、2, 4, 6=各2点で加算。なしは0点。

総点が0～2点：OK、3点以上の場合：不眠の原因やストレス状況、体調や気分の不調について面接する必要あり。

無記名ストレスチェックの実施体制



「職業性ストレス簡易調査票」 (簡易版23項目)

<p>職業性ストレス簡易調査票 (簡易版23項目)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">実施日</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>現場名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>所属会社名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>性別</td> <td style="text-align: center;">男 ・ 女</td> </tr> </table>	実施日		現場名		所属会社名		性別	男 ・ 女
実施日									
現場名									
所属会社名									
性別	男 ・ 女								

A. あなたの仕事についてうかがいます。
最もあてはまるものに○を付けてください。

		そ う だ	ま あ そ う だ	や ち や が う	ち が う
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない-----	1		2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない-----	1		2	3	4
3. 一生懸命働かなければならない-----	1		2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる-----	1		2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる-----	1		2	3	4
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる-----	1		2	3	4

B. 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。
最もあてはまるものに○を付けてください。

		ほ な か ん ど た	と き あ つ た き	し あ ば つ し ば	ほ い つ も ど あ つ た
7. ひどく疲れた-----	1		2	3	4
8. へとへとだ-----	1		2	3	4
9. だるい-----	1		2	3	4
10. 気がはりつめている-----	1		2	3	4
11. 不安だ-----	1		2	3	4
12. 落ち着かない-----	1		2	3	4
13. ゆううつだ-----	1		2	3	4
14. 何をするのも面倒だ-----	1		2	3	4
16. 気分が晴れない-----	1		2	3	4
27. 食欲がない-----	1		2	3	4
29. よく眠れない-----	1		2	3	4

C. あなたの周りの方々についてうかがいます。
最もあてはまるものに○を付けてください。

		非 常 に	か な り	多 少	全 く な い
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？					
1. 上司-----	1		2	3	4
2. 職場の同僚-----	1		2	3	4
あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？					
4. 上司-----	1		2	3	4
5. 職場の同僚-----	1		2	3	4
あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？					
7. 上司-----	1		2	3	4
8. 職場の同僚-----	1		2	3	4

※ご協力いただきありがとうございました

出典:「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」, 厚生労働省, 平成27年5月

「職業性ストレス簡易調査票」 (簡易版23項目)

職業性ストレス簡易調査票 (簡易版23項目)

実施日	2017.X.XX
現場名	XXXX建設現場
所属会社名	XXX会社
性別	<input checked="" type="radio"/> 男 · <input type="radio"/> 女

	そう だ	ま あ そ う だ	や ち や ち が う	ち が う
A. あなたの仕事についてうかがいます。 最もあてはまるものに○を付けてください。				
1. 非常にたくさんの仕事をしなければならない	1	2	3	4
2. 時間内に仕事が処理しきれない	1	2	3	4
3. 一生懸命働かなければならない	1	2	3	4
8. 自分のペースで仕事ができる	1	2	3	4
9. 自分で仕事の順番・やり方を決めることができる	1	2	3	4
10. 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる	1	2	3	4
	ほ な か つ た	と き あ つ た き	し ば あ つ た ば	ほ い つ も あ つ た
B. 最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。 最もあてはまるものに○を付けてください。				
7. ひどく疲れた	1	2	3	4
8. へとへとだ	1	2	3	4
9. だるい	1	2	3	4
10. 気がはりつめている	1	2	3	4
11. 不安だ	1	2	3	4
12. 落ち着かない	1	2	3	4
13. ゆうつだ	1	2	3	4
14. 何をするのも面倒だ	1	2	3	4
16. 気分が晴れない	1	2	3	4
27. 食欲がない	1	2	3	4
29. よく眠れない	1	2	3	4
	非 常 に	か な り	多 少	全 く な い
C. あなたの周りの方々についてうかがいます。 最もあてはまるものに○を付けてください。				
次の人たちはどのくらい気軽に話ができますか？				
1. 上司	1	2	3	4
2. 職場の同僚	1	2	3	4
あなたが困った時、次の人たちはどのくらい頼りになりますか？				
4. 上司	1	2	3	4
5. 職場の同僚	1	2	3	4
あなたの個人的な問題を相談したら、次の人たちはどのくらいきいてくれますか？				
7. 上司	1	2	3	4
8. 職場の同僚	1	2	3	4

強く当てはまる場合

強く当てはまる場合

強く当てはまる場合

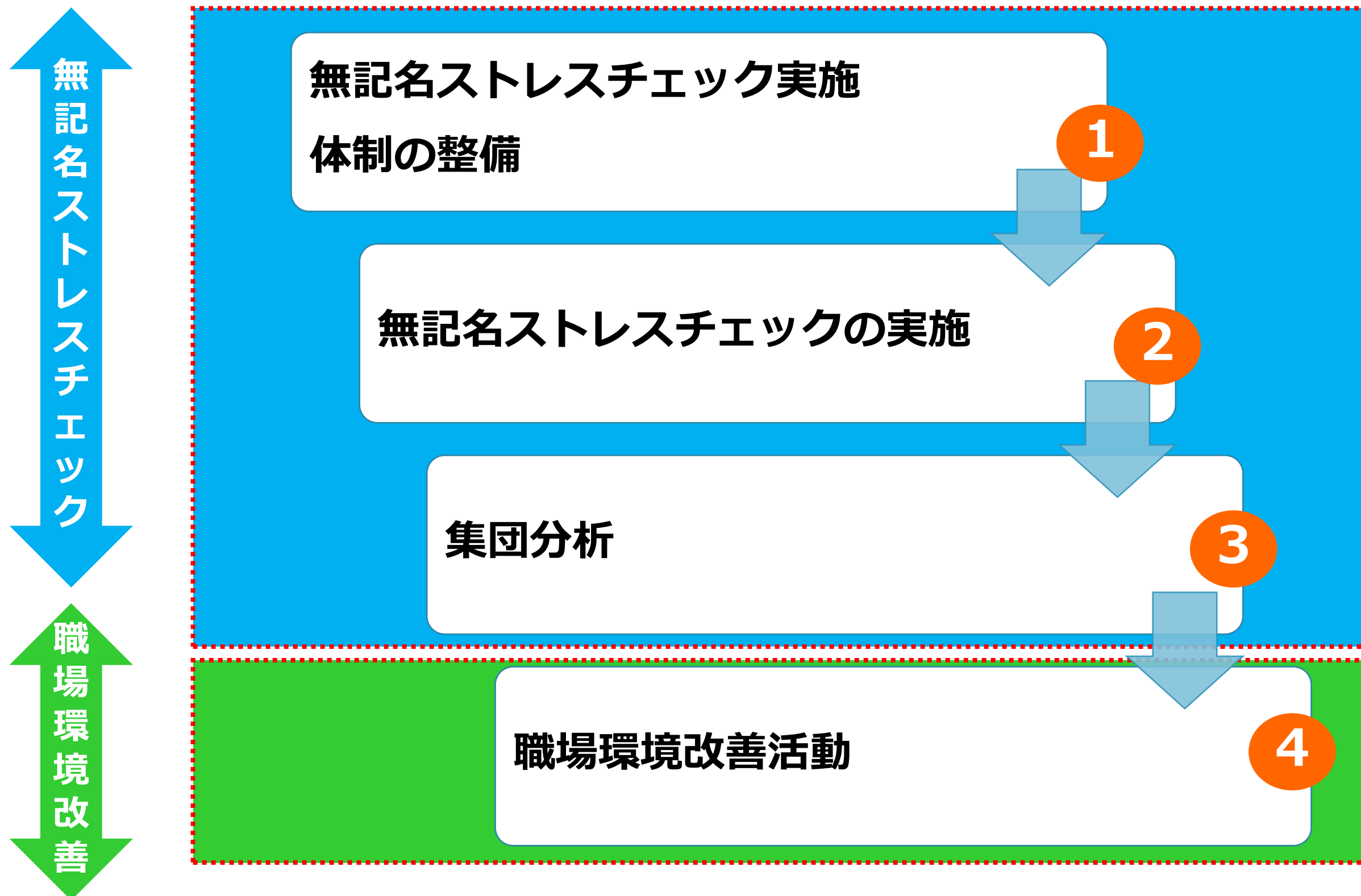
- ストレスチェックの回答を始める前に調査票右上段の「実施日」「現場名」「所属会社名」「性別」を記載してください。
- 特に「所属会社名」は漏れのないように記載してください。
- ここでいう「所属会社」とは、一次下請会社ではなく、作業員個人が雇われている会社のことをいいます。

- 質問は23問です。
- 23問すべてに答えてください。
- 1つの質問肢について4段階で評価し、当てはまる数字に○をつけます。
- 考えこまず、直感で答えてください。
- 回答に要する時間は、およそ5分程度です。

※ご協力いただきありがとうございました



無記名ストレスチェック実施から 職場環境改善活動までのフロー



無記名ストレスチェック実施結果に基づく職場環境改善シート

例

判定図とチェックリストの結果を
基に自動集計します。

無記名ストレスチェックに基づく職場環境改善シート(RA方式)

現場 外 担 当 者 実施用

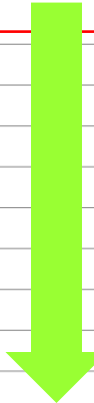
品川マンション新築工事

2017/7/20

全国平均	8.4	7.9	8.6	8.8
比較	△	▽	▽	▽
現場平均	9.8	7.4	8.1	8.5
リスクの高低	高	高	高	高

No.	リスクの見積もり														リスクの優先度の順位	リスク低減措置		役割の分担		備考 (実施結果等)	
	評価方法	該当の程度【A】				影響度【B】				見積もり【A*B=C】						リスク低減措置の具体例	採用した措置	元方 事業者	関係 請負人		
		かなり			まあまあ	99点以下 = 1点		100~119点 = 2点		30の項目ごとリスクの見積もりを行い、総得点の高い項目順に順位づけがされます。		小計 [a]	分母 [b]	総計 [a/b]							順位
		1	2	3	量	同上	量	同上	量	同上	量										
1	作業の手順作成に作業員の意見を反映している	2	2			3			6			6	1	6.0	作業の手順について作業員から意見を聴く						
2	作業担当ごとに決定できる仕事の範囲を広げている	2	2			3			6			6	1	6.0	具体的な作業手順						
3	特定の個人やグループに作業が偏らないように指導している	2	2	2	2	3	3	2	6	6	4	4	20	4	5.0	特定の個人やグループに仕事が偏っているか改善する					
4	達成感が得られるよう個人の技量を活かしている	2	2	2		3	2		6	4		10	2	5.0	単調な作業ではなく、個人の技量を生かした作業内容にする						
5	必要な情報が全員に正しく伝わるようにしている	2	2	2	2	3	2	2	6	4	4	14	3	4.7	朝礼時ミーティング等を活用して作業に必要なようにする						
6	長時間労働抑制の取組みを行っている	2	2	2		3	3		6	6		12	2	6.0	医師の面接指導、ストレスチェック制度等の健康管理対策や適正な労働時間管理を行う						
7	繁忙期やピーク時の工程管理(施工方法)を見直している	2	2	2		3	3		6	6		12	2	6.0	ピーク時の工程管理(施工方法)により人員の見直しや作業内容の調整をする						
8	休日・休暇が十分とれるよう配慮している	2	2	2		3	3		6	6		12	2	6.0	現場の休日を増やす、勤務インターバル制度を導入する						
9	十分に休養できるよう勤務体制を見直している	2	2	2	2	3	3	2	6	6	4	16	3	5.3	深夜・早朝勤務や不規則勤務による過重負担を避けるため、勤務体制を見直す						
10	個人の生活条件に合わせて勤務を柔軟に調整することができる	2	2	2	2	3	3	2	6	6	4	20	4	5.0	育児や介護等を抱える作業員の事情に配慮した勤務調整が柔軟にできるようにする						
11	負担を軽減するために作業手順を見直している	1	1	1		3	3		3	3		6	2	3.0	効率的な作業手順を検討し、作業の負担を軽減する						
12	仕事がしやすいように作業環境を整備している	1	1	1		3	3		3	3		6	2	3.0	無理な姿勢や作業方法をとらないよう作業環境を見直す						
13	作業の指示や表示内容をわかりやすくしている	3	3	3	3	3	3	2	9	9	6	24	3	8.0	1	1	作業指示書の作成等、指示の内容や情報をわかりやすくする	イラストを用いた作業手順書マニュアルの作成	○	○	8/20~実施
14	反復・過密・単調作業の負担を減らす取組みを行っている	2	2	2		3	3		6	6		12	2	6.0	心身に負担となる反復、過密、単調作業がないかを点検して必要な対策を講じる						
15	ヒューマンエラーを防止するため多面的な対策を講じている	2	2	2		3	3		6	6		12	2	6.0	作業手順を改善する等してヒューマンエラーを防止する						
16	温熱環境や視環境等に配慮している	1	1	1	1	3	3	2	3	3	2	10	4	2.5	遮熱、視環境の改善策を講じる						
17	健康を障害する物質への対策を講じている	2	2			3			6			6	1	6.0	粉じん、化学物質などの暴露防止等、健康を障害する物質への対策を講じる						
18	職場の受動喫煙防止対策を講じている	2		2	2		2	2		4	4	8	2	4.0	受動喫煙による健康障害を防止するため、受動喫煙防止対策を講じる						
19	衛生的なトイレとくつろげる休憩場所等を整備している	2	2		2	3	2	2	6		4	14	3	4.7	衛生的なトイレ、くつろげる休憩場所を備える						
20	緊急時対応の準備を整えている	2	2	2	2	3	3	2	6	6	4	16	3	5.3	災害発生時等、緊急時に適切に対応できるようにする						
21	作業員が職長に対して、または職長が元請職員に対して、相談しやすいよう配慮している	1		1	1		2	2		2	2	4	2	2.0	作業員らが相談しやすい環境を整える						
22	現場の作業員がコミュニケーションをとりやすいよう配慮している	2		2	2		2	2		4	4	8	2	4.0	作業グループごと仕事上の問題等を相談しやすいように定期的なミーティング等をもつようにする						
23	チームワークづくりを進めている	2		2	2		2	2		4	4	8	2	4.0	コミュニケーションを活性化するような行事を計画する等して気軽に話ができる雰囲気を整える						
24	仕事の出来映えをフィードバックしている	2		2	2		2	2		4	4	8	2	4.0	仕事の出来について適切な評価を行い、結果を正しく伝える						
25	業種または職種間の連絡調整を積極的に行うよう支援している	2	2	2	2	3	3	2	6	6	4	20	4	5.0	業種または職種間でそれぞれの作業がしやすいように情報を交換したり、連絡調整を行う						
26	個人の健康や職場内の問題について相談できる窓口を紹介している	3	3	3	3	3	3	2	9	9	6	30	4	7.5	2	2	気兼ねなく相談できる窓口を紹介する	メンタルヘルス相談窓口の設置とポスター周知	○	○	8/20~実施
27	ストレス対処方法等について学ぶ機会を与えている	3	3	3	3	3	3	2	9	9	6	30	4	7.5	2		ストレスへの気づき等について情報を提供し、研修を実施する				
28	仕事の突発的な変化に対応するしきみを用意している	3	3	3	3	3	3	2	9	9	6	30	4	7.5	2		突発的な事情で作業に変更があった場合、柔軟に対応できるような体制をつくる				
29	昇給、資格取得の機会等を公平に与えている	2		2	2	3	2	2	6	4	4	14	3	4.7			技能を適正に評価し、資格取得の機会等を公平に与える				
30	緊急時における心のケアに配慮している	3	3	3	3	3	2	2	9		6	15	2	7.5	2	3	災害時等、緊急時に心のケアを受けられるようにする	緊急時の相談体制の整備(災害時の相談窓口の明確化)	○	○	8/20~実施

30項目のうち、リスクの高い項目に順位がつけられます。



このシートの結果を活用し、現場展開する職場環境改善活動(リスク低減措置)を検討します。

現場における試行状況



試行実施時の
無記名ストレスチェック実施状況



試行実施時の
健康KY実施状況

不眠・疲労状態が続くと・・・



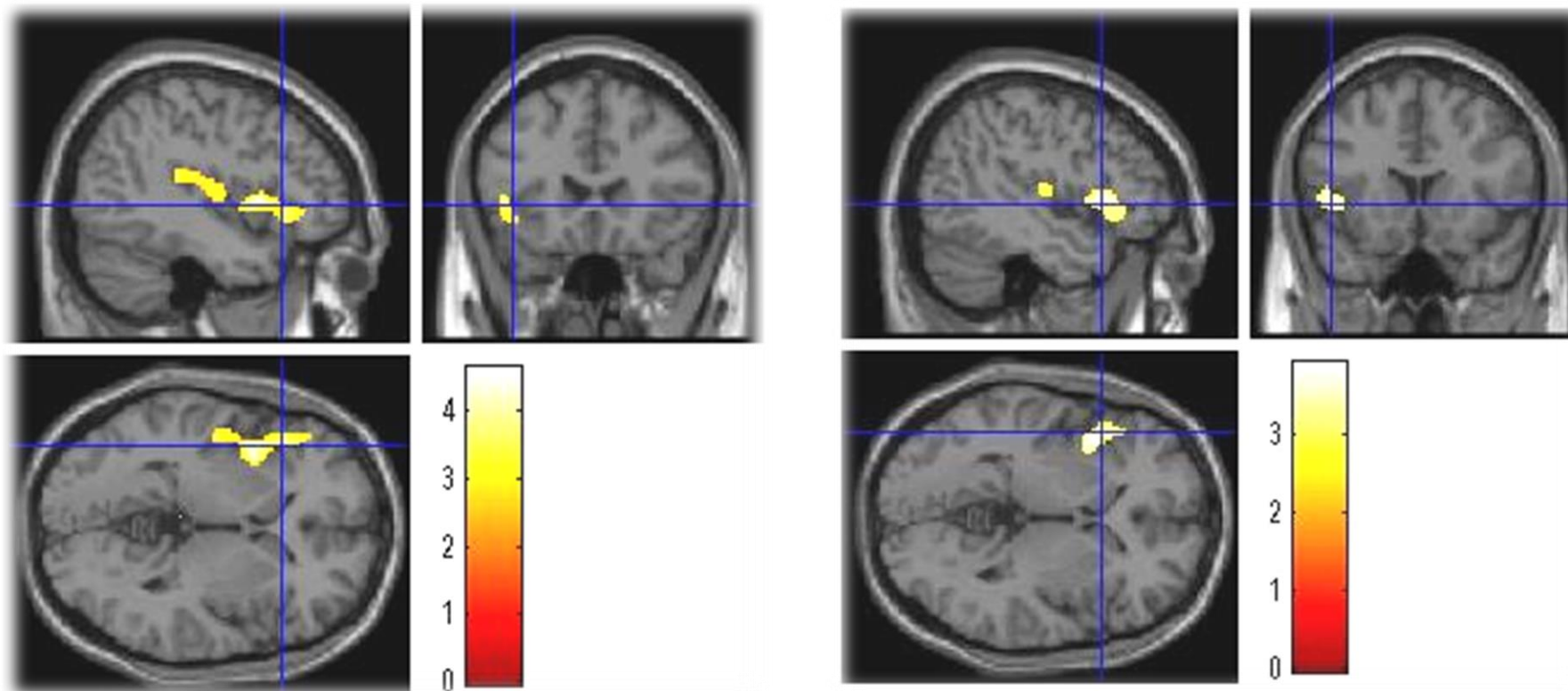
ケース： 立入禁止の標示がある開口部から墜落



不眠・疲労から生じる 不安全行動等を予防する

労災疾病等研究からの着眼

① ISによる不眠と脳血流の変化 ②うつに伴う脳血流の変化

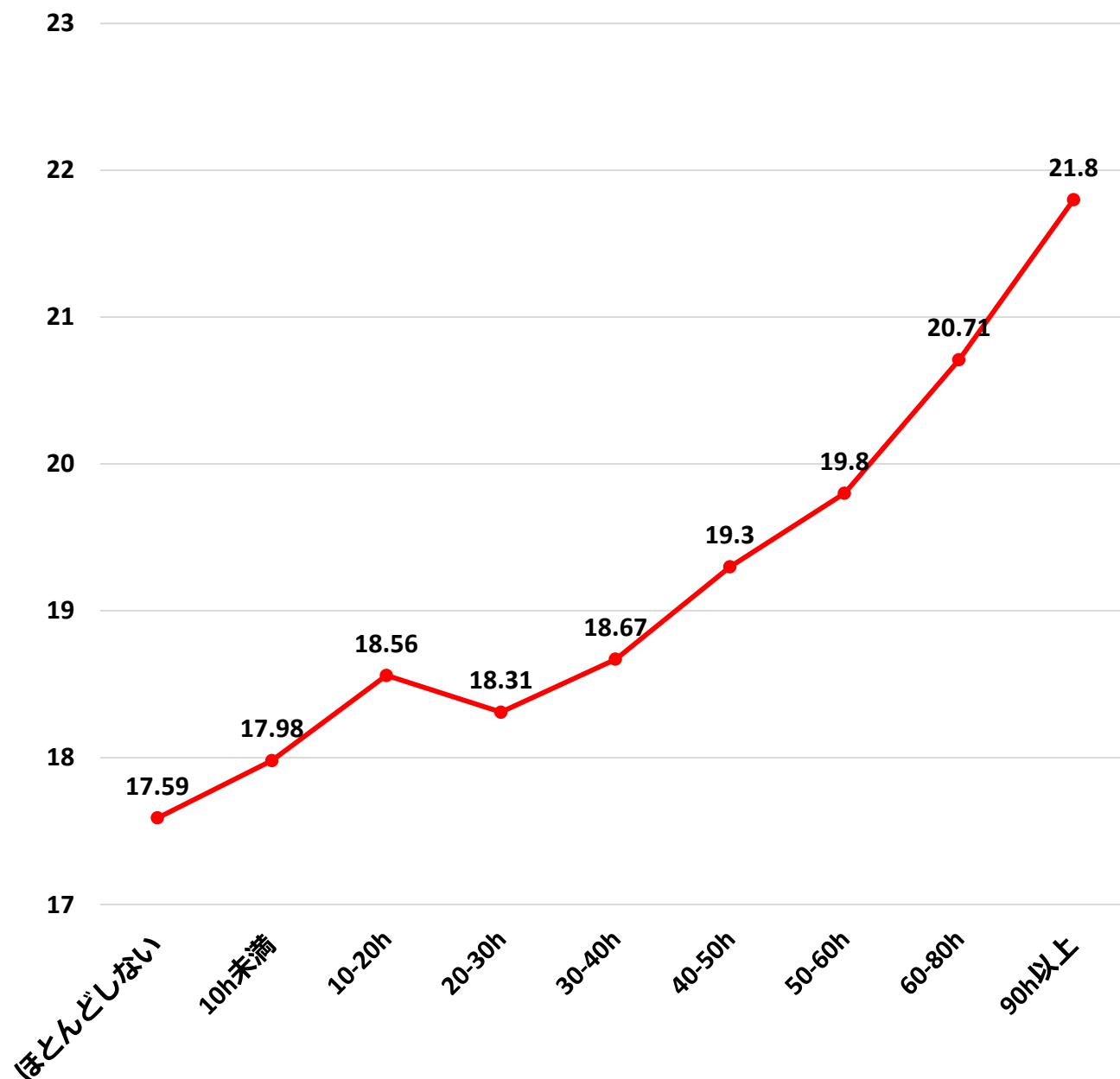


⇒ ①②ともに、
程度が強い者ほど、ひだり前頭葉
等に脳血流が低下
する傾向があります。



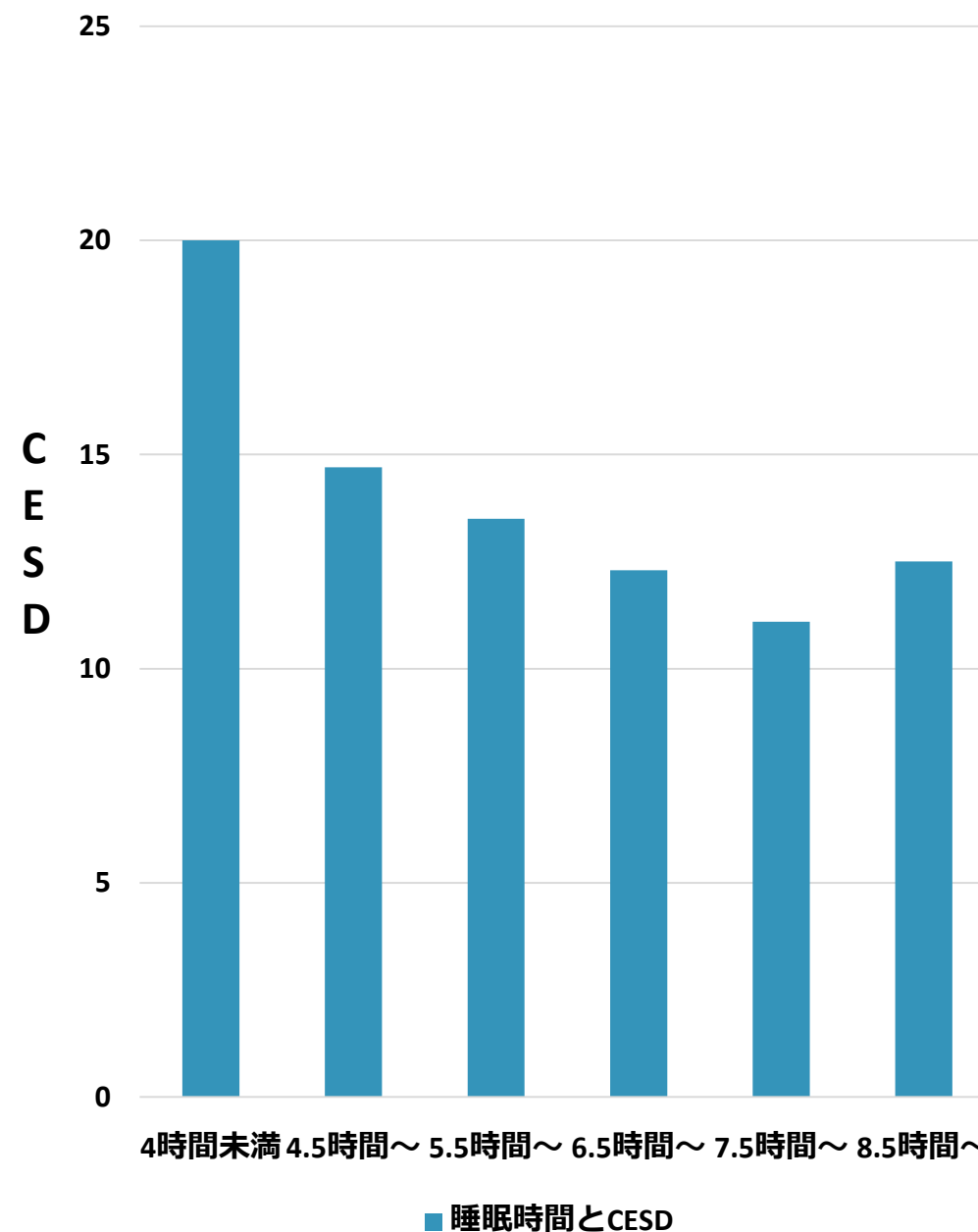
- 注意・集中力が低下する
- 不安全行動のリスクが高まる

時間外労働等と「疲労」「抑うつ」の関係



● 「疲労」の平均得点

出典：公益財団法人日本生産性本部,「産業人のメンタルヘルス白書」,2005



■ 睡眠時間とCESD

出典：島悟,「労働者におけるうつ病の発症・再発モデルの検討」
厚生労働科学研究,2004

労働災害ゼロを目指すには

労働災害防止対策

ハード対策

① 設備、工法等の安全対策

- 足場先行工法
- 手すり先行工法
- 土止め先行工法
-
-
-

建災防が考える
メンタルヘルス対策

ソフト対策

② 不安全行動、 ヒューマンエラー対策

- 作業標準・教育
- 4S
- KYT
- 指差呼称
-
-

③

精神面からの不安全行動防止

過労死・過労自殺の防止

建設業労働災害防止協会では、2016年7月より
建設事業者および現場所長等を対象とした

メンタルヘルス対策の相談窓口

を設置しました。

【相談日】 毎週月曜日 13:00～16:00（祝日・年末年始を除く）

【相談料】 無料（但し、通話料については各自ご負担願います）

【相談対象者】 建設事業者および建設現場所長等

【相談内容】

- 事業場でメンタルヘルス対策を導入したい。
- 建設現場でのメンタルヘルス対策をどのように進めればよいか？
- 「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」とは？等。

※ 労働者個人の相談については、対応しておりません。

個人の方は、働く人の「こころの耳電話相談」0120-565-455

（月・火 17:00～22:00、土・日10:00～16:00※祝日、年末年始を除く）をご利用ください。

※ おひとりあたりの相談時間の上限を30分とさせていただきます。

【専用ダイヤル】 **03-3453-0974**

【担当】 建設業労働災害防止協会 建設業メンタルヘルス対策アドバイザー

無記名ストレスチェックを活用した職場環境改善の取組をマスターするための講習会を、2017年11月、東京と大阪で開催します！

建設現場環境改善講習会

【開催日】 東京：平成29年11月14日（火）13：00～16：30
大阪：平成29年11月30日（木）13：00～16：30

【開催場所】 東京：TKP田町カンファレンスセンター（東京都港区芝5-29-14）
大阪：ドーンセンター（大阪府大阪市中央区大手前1-3-49）

【対象者】

「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」を実施するにあたり、当該取組を主導的な立場で実施する建設業関係者及び産業保健関係者を対象とする。

【受講者数】 東京：建設業関係者50名、産業保健関係者50名
大阪：建設業関係者50名、産業保健関係者50名

【受講料】 無料
但し、テキストとして使用する
「建設現場の職場環境改善マニュアル」を購入すること（2400円）。

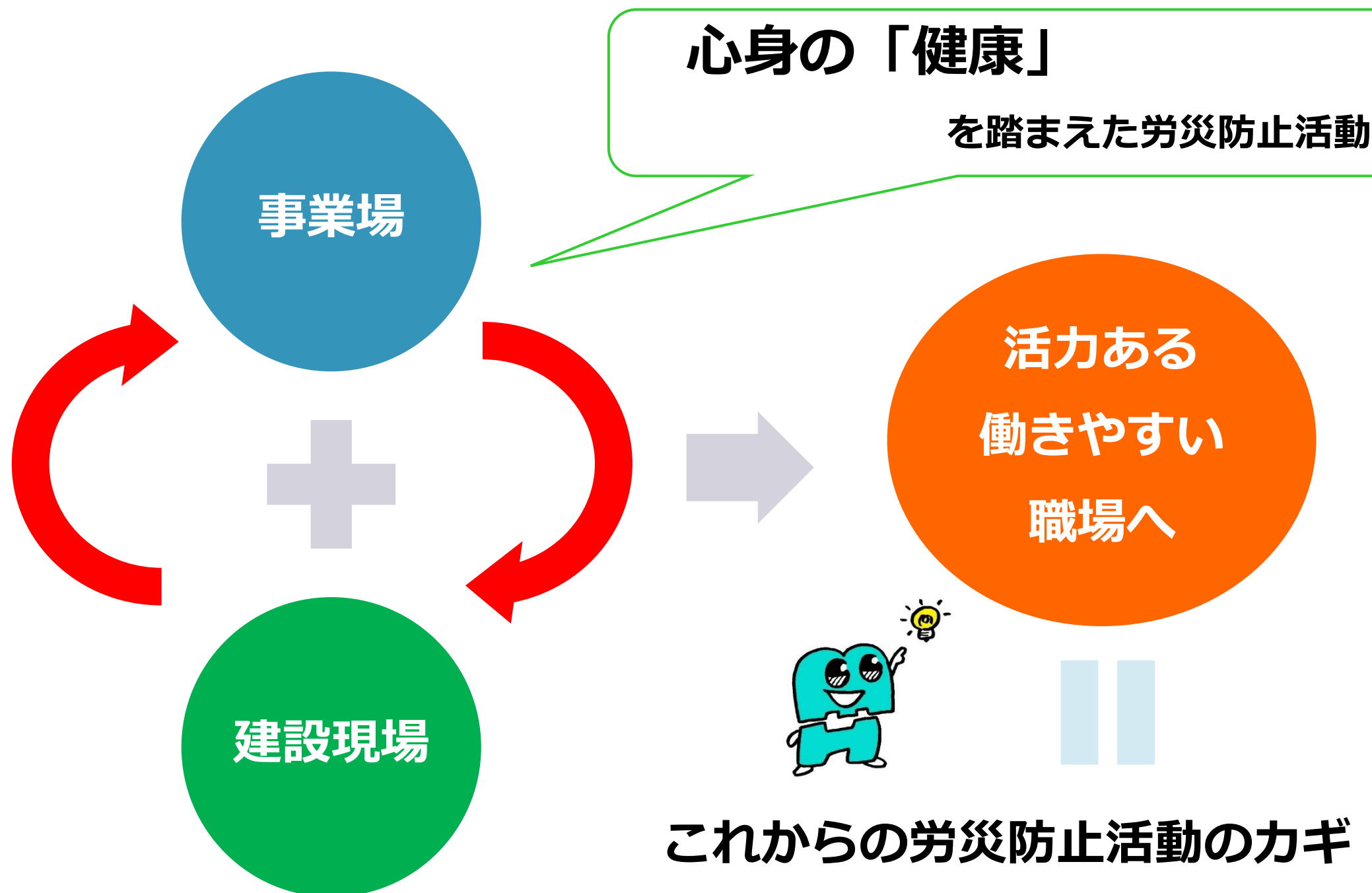
【申込方法】

受講申込書を建災防HPよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ
FAXで本部へ申し込む。申込みは先着順とし、定員になり次第終了とする。



本日のまとめ

建設業で働くすべての労働者が**安心・安全**に働くために



ご清聴

ありがとうございました。

